

路斐甲



季刊 NO.101

山梨郷土研究会

谷村大堰開削

秋元泰朝創始事業説を否定する

内藤 恭 義

ここでいう谷村大堰とは正称を十日市場堰と称するもので『甲斐国志』では大堰と見える。地元では本流を家中川とし支流は寺川、中川、末流を女川と呼ぶ。延長工事で猿橋に至る通称五ヶ堰と名付けられている用水路を合わせての総称はない。あえて呼ぶなら『国志』に見える大堰が至当というべきであろうか。ともかく、現状は十日市場堰なる正称を使うことはまずない。

昭和七年刊行の二二〇頁に及ぶ谷村尋常高等小学校編の『谷村町郷土誌』にも、また昭和十二年刊行の谷村町青年団発行の『郷土研究資料』にも単に家中川とあるのみで『甲斐国志』のいう大堰という名は一般的ではなかったようである。

『谷村大堰』という川名にりはじめたのは秋元治績の一つとして治水事業をとりあげる中で、十日市場堰に「谷村大堰」という名を付した上で、秋元開削として記した『秋元家甲州郡内治績考』が刊行された昭和四十一年以降のことである。

。特に都留市郷土研究会が秋元治績の顕彰事業として家中川と通称される十日市場堰開削をとりあげ、碑の建立を決した際、その命名に当たって碑の名称として『谷村大堰の碑』とうたい、かつ募金運動も谷村大堰の名をもってあてたことなどが大きいと思われる。これによって地元では家中川で通称している十日市場堰が谷村大堰といっしか併用されるようになり谷村大堰が一般化しつつあるのが現状である。

谷村大堰は誰が開削したかについては寛永十(一六三三)年谷村を受封した秋元泰朝に依ると伝承され、かつ固く信じられている。前記戦前刊行の『谷村町郷土誌』『郷土研究資料』は伝承に基づくせいしか家中川の開発者について出典論拠を示していないが『治績考』刊行以降、山梨県の歴史を記した個人発行本はもとより『秋山村誌』『鳴沢村誌』『勝山村誌』『都留市史』等も全てが『治績考』を論拠として、秋元泰朝の創始事業として扱っている。行政としても公式見解は秋元泰朝創始事業と受け止められていると把握する。

ところで私は『甲斐路』77号で「谷村大堰秋元創始事業説疑問」と題して寄稿したことがある。秋元創始事業とするにはあまりにも疑問点が多すぎるからであった。

その疑問点をごく短く要約すると、

○『秋元家甲州郡内治績考』（以下『治績考』）に「修築」あるいは「再興」と記しているのに、秋元を扱う全ての書が『治績考』を論拠としながらこの文字には一瞥も与えていない。『治績考』が本論として力説しているところには書かれていないためか「修築」あるいは「再興」とあるのを見落としているか、あるいは故意に目を閉じているのではなからうか。

○『甲斐国志』は山川部で堰についても扱い、開削者についてその名を記録しているが、谷村大堰については他に比して非常に詳しく説明があるものの開削者を記していない。

○『甲斐国志』以外の『甲斐叢記』『岡谷村』『甲斐国志草稿』等の地誌や大名の歴史を扱う『寛政重修諸家譜』『藩翰譜』にも全く記述はなく、秋元家臣編の『秋元家譜』をはじめとする家譜類にも天狗岩堰はあっても谷村大堰のことはない。

○享録五（一五三二）年小山田信有谷村館^{やな}入部から寛永十（一六三三）年秋元谷村城入りまで一〇一年の間、城下町が形成されながら水路がないことの不自然さ。

○考古学的にも集落あとが諸々で確認され、その位置が桂川

斐路』への論文は一瞥もされなかった。

かように『治績考』が与えた影響は大きく、秋元創始事業と堅く信じられているのでこれを覆すことは誠に至難なことであるが、疑問は更に高まり次の二点が加わった。

一、谷村の平地は全面溶岩の台地ではない

『治績考』はもとより郷土誌諸書は、谷村に大堰が引かれる理由として全面が溶岩台地で広い耕地となるべきところが井戸さえない状態であったことをあげる。しかし近年道路開発、大堰改修、ビル建設にともない掘削掘り下げ工事が諸々で行われるが、大堰本流家中川沿いは確かに溶岩上にあるが、中川をほぼ境として東側山側にはほとんど溶岩は見られず、寺川に至っては皆無に等しい。またあったとしても全面が溶岩で掘削が困難を極めたというほどのものではなく、堰程度の深さでは溶岩に達しない所の方が圧倒的に多いのである。この間違いは『治績考』にもとづく先人観念が実地調査をふまえることなくなされていることによるものである。

二、桂川に水を汲みに行ったという疑問

秋元事業をとりあげる地方史誌書、あるいは自治体刊行の市町村史誌類の多くは、大堰開削以前は桂川に水を汲みに行ったと記すが、浅野時代には町が形成されていることが確認されており、かなりの数の家臣団及び町人が居住していた

に遠いこと、及び現流水路に近いことの疑問。

○中世より始まる水かけ麦の栽培は十日市場以南とされているが寛文九年の検地帳に上谷村南部での栽培が確認された。寛永の用水開発に依るものとも解せるがそれならばもつと広範囲に及ぶわけで上谷村の限られた地域であるだけに古くからの用水利用を思わせる。

○豊臣領時代浅野氏重が谷村城で郡内を支配したが、浅野文庫の谷村城絵図には大堰が描かれている。既に用水堰の存在を意味しないだろうか。

○谷の深い桂川よりの引水は困難であるという先入観で見ているが、十日市場田原の滝上は谷村がある桂川段丘地とほぼ同一レベルで、決して取水が困難ではない。

○浅野検地と秋元検地を比較してみると用水開発により利益を得る下谷村・四日市場村・古川渡村は目を見張る石高増があるものの上谷村の石高増はわずか二%にすぎない。このことは秋元による用水開発以前に上谷村は十分に用水路が開発されていたと見るべきでなからうか。

以上略述したが、右の九側面から『甲斐路』77号では秋元創始事業とすることの無理を論述した。しかし、地元の同好者の方より『治績考』に確かに「修築」あるいは「再興」とありますねと、反応を見たのは二名にすぎず、山梨郷土研究会会員の方からは完全に無反応であった。その後、刊行された『都留市史』や最も新しい『富士吉田市史』においても『甲

わけである。桂川は断崖絶壁をなし、上下谷村に桂川に降る道は限定された三ヶ所位しかない。しかも、現在東電の水力発電用に分水されているので水量は少ないが、当時は比較することのできないほど多く、水を安全に汲める川岸を求めることは困難である。人の行列というものは意外な長さになることは遠足を引率した者なら判るであろうが、容器を持ったり背負うにしても、更に長い距離即ち長蛇の列を成すわけであり、昇り降りとなると、すれ違いもあり、すれ違いのための待ち場あるいは待ち時間が必要とされ、人間工学？的に考えるまでもなくあり得ないこととなるのである。しかも浅野時代にもとづくとされる上町中町下町をしろした町割り絵図には町家は桂川にもつとも遠い谷村段丘地の東側山裾に住居が描かれていて川への距離は1km（往復2km）を越すのである。桂川に水を求めていたとするのは一考を要する記述ではなからうか。

○このような二点を加えると歴史を正しく認識するには谷村大堰は秋元の創始事業であると定着した説は否定されるべきだと信ずるに至っている。

さて私の疑問とするのは全て推論であった。歴史を解明するのに大切なことは古文書による確たる証拠、あるいは傍証となる関連古文書や古文献である。しかし、『甲斐路』77号発表段階ではこれらの資料に恵まれていなかった。その段階

では谷村大堰開削を秋元創始事業とするのは疑問があるとする考え方は私一人かと思っていたのであるが、そうではなかった。昭和三十一年谷村工業高等学校社会部で発行した『郡内百姓一揆』という書によれば

大堰 現在残っている十日市場―谷村―田之倉―猿橋を結ぶ大堰が、いつ誰によつて開さくされたかは明らかでない。泰朝・富朝の時代にはすでに完成していたか又は工事中であつたことが推定されるけれども、なお今後の研究にまたなければならぬ。

延宝訴状に見える「鳥居士佐守様御知行ノ時分モ御年貢ノ節モ堰普請之人足共ニ御扶持方被下候……此セキ水掛畑ニハ式拾四五年以来百石ニ付キ拾石宛ノ積リニ御上ゲ御取被成候」の堰普請が大堰を指しているかどうかかわからないが、もしそうだとすれば、鳥居士所領時代にすでに少くも着工されていることとなり、二十四、五年前という明暦二、三年に当るから、二代富朝の晩年の頃には遅くも完成して高掛物が賦課されていたことになる（傍線は内藤による）。

とあつて、いつ誰によつて開削されたかは判らないとしながら訴状の内容から鳥居成次時代には着工されていることを紹介しているのである。私は前記の九側面の疑問からもつと以前であると推測するのであるが、とも角、この『郡内百姓一揆』によつて傍証資料があることが判然とした。

されると、主幹工事である家中川となれば少なくとも鳥居時代あるいはそれ以前に遡れるわけである。

『大月市史』資料編の紹介する『殿居風土記』に実際どのように書かれているのかはその文面を知ることができないが資料編での記載事項は事実であろうから、これは有力な傍証資料があることを知らせているのである。

以上は傍証資料であるが、直接資料につながる古文書が平成十年に発見された。都留市田野倉中村安太家所蔵の天明四年十二月に書かれた『五ヶ堰組合堰書上帳』がそれで、次のようにある。

一、私共組合用水堰之義者先年秋元但馬守様御私領之節御領主様御物入ニ而御普請被御付候其後御料所ニ相成候而者八十年以前宝永二酉年平岡彦兵衛様御支配之節宝永三戌年松平甲斐守様御領り之節七十二年前正徳三巳年長谷川六兵衛衛様御支配之節六十三年以前……以下略……

これによつて宝永三（一七〇六）年から八〇年前に開削が行なわれたこととなる。とすると、一六二六年ということになり寛永三年が該当することとなる。秋元泰朝の入部は寛永十年であり『治績考』に従えば水利工事の開始は寛永十三年であるからこの文書とは合致せず、この文書を正とするならば鳥居成次の事績となるのである。これは五ヶ堰であるが谷村大堰は城下を流れる川であつて当然五ヶ堰より先行して開

しかも傍証資料はこれだけではなかった。かつて、都留市郷土研究講座で二ヶ堰開削について故井上敏夫氏に講座を依頼したことがあつた。氏の居住する小形山村の真向かいに五ヶ堰がある。この五ヶ堰開削にふれて井上氏は、五ヶ堰の開削は秋元氏によるものと知らされているが鳥居時代に既に開削されたふしがあると話されたことがあつた。二ヶ堰開削には嘆願書をはじめとする多くの関係書類が残されていて、その文面の一節にでもあつたのであろうか。故人となられた今、その根拠を知るよしもないが、井上氏の触れた五ヶ堰開削に関して『大月市史』資料編に傍証文書があることが目に止まった。

『大月市史』資料編によれば、鳥居成次の時代に五ヶ堰の開削が立野の文栄の設計により建設されたことが殿居村（大月市殿上）儒学者佐藤重明によつて書かれた地方風土記『殿居風土記』にあることを紹介している。立野の文栄は承応三（一六五四）年に六十一歳で没しているので五ヶ堰は十七世紀の前半、鳥居成次支配の頃、遅くとも秋元氏支配の頃には建設されていたと解説が『大月市史』資料編資料No.一六五にある。

五ヶ堰はこれまでの歴史関係書での紹介では十日市場堰の延長工事としてできた大堰工事の一部ととらえている。『大月市史』であげているのは谷村大堰の主流である「家中川」工事ではなく五ヶ堰工事のことではあるがこれが鳥居時代と発されていると見てよい。これによつて谷村工業高等学校社会部の『郡内百姓一揆』に示された鳥居成次時代の可能性があるという疑念も、また『大月市史』資料編に紹介される『殿居風土記』の鳥居成次時代を示唆する文書も、秋元開削創始事業とするには無理があることを証明するものと思う。

蛇足となるかも知れないが、西桂町の今堰も秋元創始事業とされているが、この今堰にも谷村大堰と同様、秋元創始事業とするのは疑問であることを裏づける古文書資料がある。

現在西桂町は町誌編纂中である。その事業として古文書資料調査中、寛文九年秋元検地の水帳に「今堰」と記されているのが確認された。今堰とは『富士文庫要録』を引用したとして『秋元家甲州郡内治績考』に延宝二年一月義舟公今井半兵衛二命シテ新二天家坂上ノ溝梁ヲ開鑿セシメ「小沼暮地ノ田畝ニ灌ク工ヲ施ス之ヲ今井堰ト称シ後井字ヲ略シテ今堰ト呼フ蓋シ奉行今井半兵衛ノ姓ヲ冠セルナリ」とあつて今堰はもとは今井半兵衛が奉行となつて竣工した堰であるから今井堰であつたものを『治績考』を書いた時点では井の字を略すようになつて今堰というようになったと記しているのである。これは現在も固く信じられているが、何と延宝二年の創始事業であるはずの今井堰が、それ以前の寛文九年の検地帳に今堰と記されているのである。「今堰」は新開削ではないことと、堰の名称も昔から「今堰」であつたことを意味し、

新堰を開発としたことも、ことによると秋元治績としたかったためのこじつけ記述と思われるがどうであろうか。

直接谷村大堰（十日市場堰資料）の資料ではないにしても谷村大堰に関係の深い五ヶ堰あるいは今堰の古文書資料が出たことよって、『甲斐路』77号に寄せた私の推論は推論でなくなり、谷村大堰は秋元の大修築大再開発事業であったとの信念に固まったのであるが、如何。

* * * * *

追記

右の稿は平成十三年九月に提出したもので一〇〇号には間に合わず、一〇一号送りとなったものである。しかし、十四年七月に至るまでの間に、上谷村では最も広い平地を形成する田原地域で新駅設置に伴う発掘事業が行なわれ、結果として秋元氏開削とするよりはるか以前に水流があったことが証明されたので追記する。

『甲斐路』77号で既に発表した和銅開珎等の皇朝銭が発掘された地帯と地続きの地であるが、縄文時代から平安時代に至る遺物の発掘があり、平安期が主体であった。住居跡も七棟が確認され他に柱跡から高床式建造物と推定される柱組み跡の発見もあった。溶岩にぶつかる住居跡もあったが、深さ二メートルに及ぶ掘下げでの住居跡もあり、「谷村大堰の開

削は一面溶岩地帯のため困難を極めた」という諸書の記述は頭で考えただけのものであったことがここでも証明された。もっと注目すべきことは多量の流砂層が確認されたことである。これによって平安時代に既にこの河溶段丘上に桂川から水を引き入れ現在の谷村大堰の前身となる水路があったことを物語るものと断定したい。

但し、谷村大堰開削が秋元泰朝の創始事業でなく再開発であったとしても再開発による石高の上谷村の微増はともかく下谷村古川渡村の石高増が証明するとおり、秋元の大再開発再修築として功績は高く評価されてしかるべきであろう。

(〒402-0053 都留市上谷五―五―一三)